

一般社団法人広島県資源循環協会

災害廃棄物処理等運営要領

(第2版)

令和3年3月19日 (第1版)

令和5年3月17日 (第2版)

## 1 目的

この要領は、風水害、地震、津波などの大規模自然災害発生時（以下「災害発生時」という。）における災害廃棄物処理等に関し、一般社団法人広島県資源循環協会（以下「協会」という。）が講じるべき枠組み及び取組み等を定め、もって廃棄物を生活圏域から可能な限り速やかに撤去することを目指す。

## 2 災害廃棄物処理等における協会会長等の役割

### (1) 会長

災害廃棄物処理等の最高責任者として、取組等を統括する。

### (2) 副会長

災害廃棄物処理等について会長を補佐し、各支部の支部長として支部の取組等を統括する。

### (3) 専務理事

会長、副会長の命を受け、事務を掌理する。

### (4) 各支部長

会長と相互に連携し、支部内における取組等を統括する。

## 3 平常時の推進体制

### (1) 平常時の取組

災害発生時に組織的な対応が可能となるよう平常時からの取組として、技術委員会において、協会と各支部、県及び市町等が相互に密接な連携を確保するための連絡調整を行う。

### (2) 技術委員会

技術委員会は、次の事項を所掌する。

- ① 災害廃棄物処理等に関する総合的な検討及び推進
- ② 災害廃棄物処理等に関する情報共有及び支部との連携
- ③ 国、広島県、広島県内市町との連携
- ④ その他災害廃棄物処理等の取組を進めるために必要な事項

### (3) 支部災害廃棄物処理対策責任者会議

技術委員会の下部組織として、各支部内に支部災害廃棄物処理対策責任者会議を設置する。

- ① この会議の責任者は、各支部の支部長とし、支部災害廃棄物処理対策推進員で構成する。
- ② 役割は次のとおりとする。
  - ア 支部内の災害廃棄物処理に関する体制整備
  - イ 支部内の災害廃棄物処理に関する情報共有及び連携

- ウ 支部内の災害廃棄物処理に関し必要な事項
- エ 技術委員会への参画

③ 支部災害廃棄物処理対策推進員

責任者（支部長）の所掌する事務を補佐し，市町と連絡調整を行う支部災害廃棄物処理対策推進員を市町ごとに置く。ただし，一人が複数の市町を担当することは可能とする。

支部災害廃棄物処理対策推進員の構成は次のとおりとする。

- ア 収集運搬業を営む者
- イ 処分業を営む者
- ウ その他責任者（支部長）が指名する者

④ 会長への報告

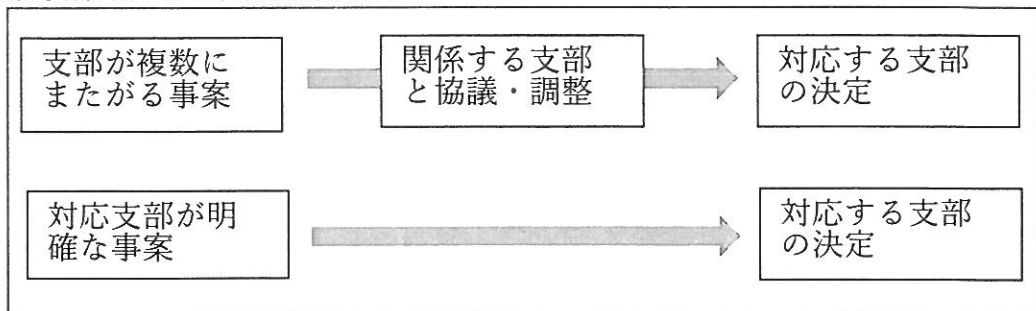
責任者（支部長）は，支部災害廃棄物処理対策推進員を置いたとき若しくは変更したときは，別紙1により会長へ速やかに報告する。会長は，別紙1を取りまとめ広島県等を通じて各市町へ周知する。

4 災害発生時の体制

(1) 災害廃棄物処理対策本部

- ① 広島県を通じて市町から災害廃棄物処理に関する協力要請があったとき，又は会長が必要と認めたときは，災害廃棄物処理対策本部（以下「対策本部」という。）を速やかに設置する。
- ② 対策本部は総括指揮を行う会長を本部長とし，副会長，専務理事で構成し，速やかに災害廃棄物を処理するため，災害廃棄物処理対策支部（以下「対策支部」という。）決定し，対処方針及び対処方策等を指示する。

災害廃棄物処理対策支部決定フロー



(2) 対策支部の運営

対策本部の決定等に基づき対策支部を設置する。

- ① 対策支部は、支部災害廃棄物処理対策責任者会議の責任者（支部長）を対策支部長とし、支部災害廃棄物処理対策推進員で構成する。
- ② 対策支部長は、支部内に次のとおり実施各班を設け、災害廃棄物処理に当たる。
  - ア 総括班（市町と連絡調整を行う支部災害廃棄物処理対策推進員は総括班に所属する。）
  - イ 仮置場管理班
  - ウ 仮置場分別指導班
  - エ 収集運搬班
  - オ その他責任者（支部長）が必要と認める班

## 5 災害廃棄物の処理

### (1) 市町連携

支部災害廃棄物処理対策推進員は、適時、市町災害担当部局と連絡調整を図り、進捗状況確認、課題対応等に当たる。

### (2) 作業日報の作成・提出

総括班は、災害廃棄物処理に従事した日ごとに、各班長から提出された従事者、作業内容等を記録し、対策支部長に報告する。

作業日報は、市町の定めにより提出する。

## 6 災害廃棄物の処理等に要する経費

原則として、災害廃棄物処理に関し協力要請した市町が負担するものとする。その価格は別紙2を標準とし、原則として、2年に一度価格の見直しを行う。なお、これにより難しい場合は、別途協議する。

## 7 業務の完了

### (1) 市町への報告

市町から委託された業務を終了したときは、「災害廃棄物処理業務完了報告書（以下「報告書」という。）」を市町へ提出する。なお、市町から別途指示されたときは、市町の指示に従う。

### (2) 対策本部への報告

対策支部長は、報告書を対策本部に提出する。

### (3) 広島県への報告

対策支部長は、報告書を広島県に提出する。

## 8 適用

この運営要領（第2版）は、令和5年4月1日から適用する。

## 支部災害廃棄物処理対策推進員名簿

対策支部名 : 広島

	氏 名	担当地区
対策支部長	中川 明雄	
支部災害廃棄物処理対策推進員	由茅 有三	広島市中区
	由茅 有三	広島市東区
	由茅 有三	広島市南区
	由茅 有三	広島市西区
	金島 聖貴	広島市安佐南区
	金島 聖貴	広島市安佐北区
	櫻河内泰徳	広島市安芸区
	増長 秀樹	広島市佐伯区
	増長 秀樹	大竹市
	増長 秀樹	廿日市市
	金島 聡吏	三次市
	金島 聡吏	庄原市
	金島 聡吏	安芸高田市
	櫻河内泰徳	府中町
	櫻河内泰徳	海田町
	櫻河内泰徳	熊野町
	櫻河内泰徳	坂町
	河本 淳一	安芸太田町
河本 淳一	北広島町	

支部災害廃棄物処理対策推進員名簿

対策支部名 : 中央

	氏 名	担当地区
対策支部長	西本 英樹	
支部災害廃棄物処理対策推進員	日山 健一	呉市
	北田 佳嗣	竹原市
	杉本 圭	東広島市
	竹内 清志	江田島市
	沖山 勇	大崎上島町

支部災害廃棄物処理対策推進員名簿

対策支部名 : 東部

	氏 名	担当地区
対策支部長	山本 国寿	
支部災害廃棄物処理対策推進員	渡壁 省吾	福山市
	森川 朋和	三原市
	中司 行勇	尾道市
	小川 悟	府中市
	作田 佳史	世羅町
	小川 悟	神石高原町

## 災害廃棄物の処理等に要する経費

機材・資材等	単価		備 考
<b>1 深ボディ</b>			
2 t	45,000	円/日	運転手, 燃料費込
3 t	55,000	円/日	運転手, 燃料費込
4 t	55,000	円/日	運転手, 燃料費込
8 t	70,000	円/日	運転手, 燃料費込
10 t	70,000	円/日	運転手, 燃料費込
11 t	70,000	円/日	運転手, 燃料費込
12 t	70,000	円/日	運転手, 燃料費込
12 t (ヒアブ付き)	80,000	円/日	運転手, 燃料費込
<b>2 平ボディ</b>			
2 t	45,000	円/日	運転手, 燃料費込
3 t	55,000	円/日	運転手, 燃料費込
4 t	55,000	円/日	運転手, 燃料費込
8 t	70,000	円/日	運転手, 燃料費込
10 t	70,000	円/日	運転手, 燃料費込
12 t	70,000	円/日	運転手, 燃料費込
<b>3 アームロール車</b>			
2 t	45,000	円/日	運転手, 燃料費込
4 t	60,000	円/日	運転手, 燃料費込
7 t	65,000	円/日	運転手, 燃料費込
10 t	110,000	円/日	運転手, 燃料費込
<b>4 パッカー車</b>			
2 t	60,000	円/日	運転手, 燃料費込
4 t	65,000	円/日	運転手, 燃料費込
10 t	110,000	円/日	運転手, 燃料費込
<b>5 油圧ショベル (フォーク付き)</b>			
5 t (機械重量), 0.16m <sup>3</sup> ~0.22m <sup>3</sup> (新JISバケット容量)	60,000	円/日	運転手, 燃料費込
7.5 t (機械重量), 0.28m <sup>3</sup> (新JISバケット容量)	75,000	円/日	運転手, 燃料費込
13.5 t (機械重量), 0.5m <sup>3</sup> (新JISバケット容量)	90,000	円/日	運転手, 燃料費込
20 t (機械重量), 0.8m <sup>3</sup> (新JISバケット容量)	110,000	円/日	運転手, 燃料費込
<b>6 油圧ショベル</b>			
5 t (機械重量), 0.16m <sup>3</sup> ~0.22m <sup>3</sup> (新JISバケット容量)	55,000	円/日	運転手, 燃料費込
7.5 t (機械重量), 0.28m <sup>3</sup> (新JISバケット容量)	70,000	円/日	運転手, 燃料費込
13.5 t (機械重量), 0.5m <sup>3</sup> (新JISバケット容量)	85,000	円/日	運転手, 燃料費込
20 t (機械重量), 0.8m <sup>3</sup> (新JISバケット容量)	105,000	円/日	運転手, 燃料費込

<b>7 フォークリフト</b>			
1. 5t (定格荷重)	40,000	円/日	運転手, 燃料費込
2. 5t (定格荷重)	40,000	円/日	運転手, 燃料費込
3t (定格荷重)	55,000	円/日	運転手, 燃料費込
4t (定格荷重)	55,000	円/日	運転手, 燃料費込
5t (定格荷重)	60,000	円/日	運転手, 燃料費込
<b>8 移動式破砕機</b>			
移動式破砕機	300,000	円/日	運転手, 燃料費込
<b>9 移動式ふるい機</b>			
移動式ふるい機	90,000	円/日	運転手, 燃料費込
移動式ふるい機設置・撤去・整備費	700,000	一式	
<b>10 タイヤシャベル (ホイールローダー)</b>			
0.4m <sup>3</sup> (バケット容量)	55,000	円/日	運転手, 燃料費込
1.3m <sup>3</sup> (バケット容量)	75,000	円/日	運転手, 燃料費込
2.0m <sup>3</sup> (バケット容量)	85,000	円/日	運転手, 燃料費込
3.4m <sup>3</sup> (バケット容量)	95,000	円/日	運転手, 燃料費込
4.0m <sup>3</sup> (バケット容量)	105,000	円/日	運転手, 燃料費込
5.8m <sup>3</sup> (バケット容量)	125,000	円/日	運転手, 燃料費込
<b>11 重機回送費</b>			
<b>油圧ショベル (フォーク付きを含む)</b>			
3.5t (機械重量), 0.16m <sup>3</sup> ~0.22m <sup>3</sup> (新JISバケット容量)			
5t (機械重量), 0.16m <sup>3</sup> ~0.22m <sup>3</sup> (新JISバケット容量)			
7.5t (機械重量), 0.28m <sup>3</sup> (新JISバケット容量)			
輸送実車距離40kmまで	50,000	回	
輸送実車距離80kmまで	70,000	回	80km以上別途協議
13.5t (機械重量), 0.5m <sup>3</sup> (新JISバケット容量)			
20t (機械重量), 0.8m <sup>3</sup> (新JISバケット容量)			
輸送実車距離80kmまで 一律	130,000	回	80km以上別途協議
<b>フォークリフト</b>			
1.5t, 2.5t, 3t (定格荷重)			
輸送実車距離80kmまで 一律	45,000	回	80km以上別途協議
4t, 5t (定格荷重)			
輸送実車距離80kmまで 一律	65,000	回	80km以上別途協議
<b>移動式ふるい機 ※特車</b>			
輸送実車距離80kmまで 一律	110,000	回	80km以上別途協議
<b>移動式破砕機</b>			
輸送実車距離80kmまで 一律	130,000	回	80km以上別途協議



タイヤシャベル (ホイールローダー)			
0.4m <sup>3</sup> (バケット容量)			
輸送実車距離40kmまで	30,000	回	
輸送実車距離80kmまで	45,000	回	80km以上別途協議
1.3m <sup>3</sup> (バケット容量)			
輸送実車距離40kmまで	40,000	回	
輸送実車距離80kmまで	55,000	回	80km以上別途協議
4.0m <sup>3</sup> (バケット容量) ※特車			
輸送実車距離80kmまで 一律	125,000	回	80km以上別途協議
12 その他			
アームロールコンテナ設置費 (4m <sup>3</sup> コンテナ)	20,000	円/月	
アームロールコンテナ設置費 (8m <sup>3</sup> コンテナ)	30,000	円/月	
13 休憩小屋			
4坪	建設物価による	円/日	
14 仮設トイレ			
大小用	建設物価による	円/日	
15 発電機			
50KVA	建設物価による	円/日	ガソリン又はディーゼル
16 散水車・給水車			
高圧洗浄車4t	125,000	円/日	運転手, 燃料費込
給水車4t	65,000	円/日	運転手, 燃料費込
散水車4t	45,000	円/日	運転手, 燃料費込
17 清掃車			
4t強力吸引車	70,000	円/日	運転手, 燃料費込
大型強力吸引車	130,000	円/日	運転手, 燃料費込
18 作業労務費			
責任者労務費 (支部災害廃棄物処理対策推進員)		円/日	現場総括, 市町との連絡調整
受付・車両誘導労務費	30,000	円/日	
廃棄物処理労務費	30,000	円/日	